

【電気事故の発生による注意喚起】

平成27年12月28日

水中ポンプの取り扱い中に発生した感電死亡事故

事故発生場所	三重県	被害内容	感電死亡（作業者）
事故発生日（天候）	平成27年12月18日（晴れ）	感電電圧	100V
事故発生場所	事業場内の浴槽	事故原因	低圧機器の漏電
事故発生の電気工作物	可搬式水中ポンプ	経験年数	10年以上（作業者）

電気事故

〈概要〉

- ・被災者（女性従業員）が一人で、事業場（デイサービスセンター）内の浴室の清掃作業に従事する中で、浴槽の水を入れ替えるため、事業場に保管中の可搬式水中ポンプを水中に設置したところ、被災者が水中で感電し死亡した。

〈原因〉

- ・水中ポンプ上部の電源ケーブルグランド部分（ケーブルの機器への引込部分）が破損し、ケーブル芯線が露出しており、この部分から漏電し、被災者が感電したものと推定される。

〈漏電対策の状況〉

- ・絶縁監視装置を設置しており、事故発生時に管理技術者の携帯電話に漏電警報メールを受信した。（OR：1000mA超過）
- ・水中ポンプの電源回路には漏電遮断器の施設がなかった。
- ・水中ポンプの電源コンセントには接地工事が行われていなかった。

会員の皆さまには、裏面の感電事故防止対策に努めていただくようお願いいたします。